

規制改革推進会議 投資等ワーキンググループ 経済産業省 説明資料

2019年3月

本資料の内容

- I 本資料では、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）のガス小売市場における競争促進に関するテーマについて説明する。

規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)

分野別実施事項

6．投資等分野

(8)エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）

No	事項名
31	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
32	一括受ガスによる小売間競争の促進
33	制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
34	ガス託送料金の適正化
35	内管保安・工事における競争環境の整備
36	LNG基地の第三者利用の促進
37	ガス保安規制の整合化

ガス事業制度検討ワーキンググループについて（投資等分野No.31,32,33,36a対応）

- 2018年9月、ガス事業制度の在り方について専門的な見地から詳細な検討を進めるため、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に「ガス事業制度検討ワーキンググループ」を設置した。
- ガス事業制度検討WGは、投資等WGでの御議論を踏まえ、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）へ「ガス小売市場における競争促進」に関するテーマが盛り込まれたこと、エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、ガス取引の活性化に向けた施策等の検討を進め、より競争的な市場環境を整備することとされていること、小売全面自由化前の制度設計において一部継続検討課題とされていたテーマについて事業者等から検討ニーズが示されていることを踏まえて設置したものである。
- 同WGの委員は学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表等の有識者から、オブザーバーは新規参入者及び既存事業者の関係者から構成されている。また、同WGでは、新規参入者等を適時招致し、事業ニーズや各種テーマへの意見を聴取した上で、施策を検討している。

ガス事業制度検討ワーキンググループ 委員等名簿

（委員）

座長	山内 弘隆	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
	市村 拓斗	森・濱田松本法律事務所 弁護士
	大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事・副会長
	男澤 江利子	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
	柏木 孝夫	東京工業大学 特命教授
	橋川 武郎	東京理科大学経営学研究科 教授
	草薙 真一	兵庫県立大学経済学部 学部長・教授
	武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科 教授
	二村 睦子	日本生活協同組合連合会 組織推進本部 本部長
	又吉 由香	みずほ証券株式会社 市場情報戦略部 上級研究員
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
	山野 泰彦	凸版印刷株式会社 取締役 常務執行役員 製造統括本部長

（オブザーバー）

押尾 信明	石油連盟 常務理事
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田 聡	一般社団法人日本ガス協会 専務理事
戸出 繁	国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部 ガス事業企画ユニット ジェネラルマネージャー
中島 俊朗	石油資源開発株式会社 経営企画部長

- 1．**現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行**
- 2．一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3．制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4．ガス託送料金の適正化
- 5．内管保安・工事における競争環境の整備
- 6．LNG基地の第三者利用の促進
- 7．ガス保安規制の整合化

規制改革実施計画の内容（現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行）

- 1 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、直ちに検討開始し、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指すこととされた。

< 規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定） >

事項名

No.31 ガス小売市場における競争促進（現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行）

規制改革の内容

現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。

実施時期

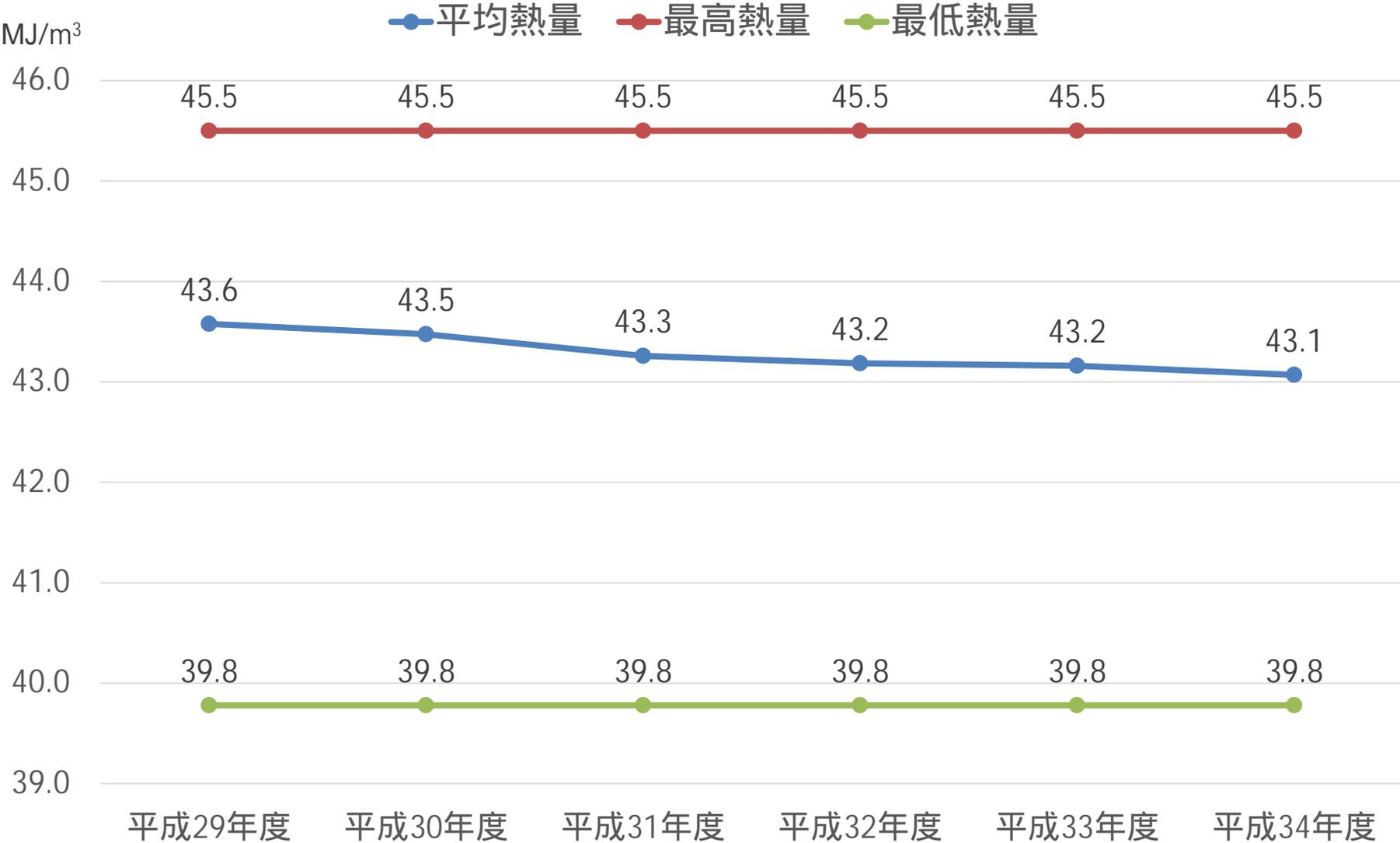
直ちに検討開始、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指す

熱量バンド制に関する検討状況

- I 熱量バンド制の導入を検討するに当たり、議論の前提となる熱量バンド制を導入した場合のガス機器等への影響調査、熱量バンド制が実施されている諸外国の実態調査等を平成30年度に開始した。
 - (1) 熱量バンド制に移行した場合のガス機器への安全面・性能面等の影響、影響のある燃焼機器の対応策の検討等に関する調査
 - 影響等調査は、ガス機器メーカーへのヒアリング調査及び検査機関等での実機調査（ガスコンロ、エネファーム）によるガス機器への影響調査と対応策の検討等を行う。
 - 本調査を実施する際のバンド幅は、
 - 主なLNG調達事業者が調達するLNGの熱量を踏まえた40MJ～46MJ/m³
 - 大半のガス機器が対応しているガスグループ（13A）の熱量を踏まえた42MJ～46MJ/m³の2種類のバンド幅での影響を調査。
 - (2) 諸外国における熱量バンド制に関する実態調査
 - 韓国、欧州及び米国について、熱量に関連する規制の概要、ガスの供給の運用実態（熱量調整設備の有無、規制と運用実態での熱量バンド幅の違い等）、熱量バンド制によるガス機器への影響とその対応策、熱量バンド制における課金方法（熱量計の設置箇所等）、環境規制への影響等を調査。
- I 平成31年度もガス機器等への追加影響調査（経年機器等）と熱量バンド制に移行した場合の対策コスト試算等の各種調査を実施し、その結果も踏まえて、ガス事業制度検討WGで具体的な検討を進める。

(参考) 主なLNG調達事業者が調達するLNGの熱量について

I 主なLNG調達事業者が調達するLNGの最高熱量と最低熱量の幅は約40MJ ~ 46MJ/m³で推移し、平均熱量(加重平均)は減少傾向となる見込み。



LNG調達事業者各社からの情報に基づき資源エネルギー庁が作成

(参考) 都市ガスのガスグループについて

1 都市ガスは7つのガスグループに分かれているが、現在供給されているガスのほとんどが13Aである。(旧一般ガス事業者の需要家数(平成29年3月末時点)に占める13Aのガスグループは約99%)
 13Aのガスグループのガスの熱量の下限値は約42MJ/m³。

旧一般ガス事業者の供給約款(小売)における標準熱量毎の地区数(平成29年3月末時点)



- 1 . 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2 . 一括受ガスによる小売間競争の促進**
- 3 . 制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4 . ガス託送料金の適正化
- 5 . 内管保安・工事における競争環境の整備
- 6 . LNG基地の第三者利用の促進
- 7 . ガス保安規制の整合化

規制改革実施計画の内容（一括受ガスによる小売間競争の促進）

- 1 一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、平成30年度に検討し、結論を得て、必要に応じて速やかに措置を講ずることとされた。
- 1 閣議決定を踏まえ、ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。

< 規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定） >

事項名

No.32 ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）

規制改革の内容

一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。

実施時期

平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置

事業者からの提案

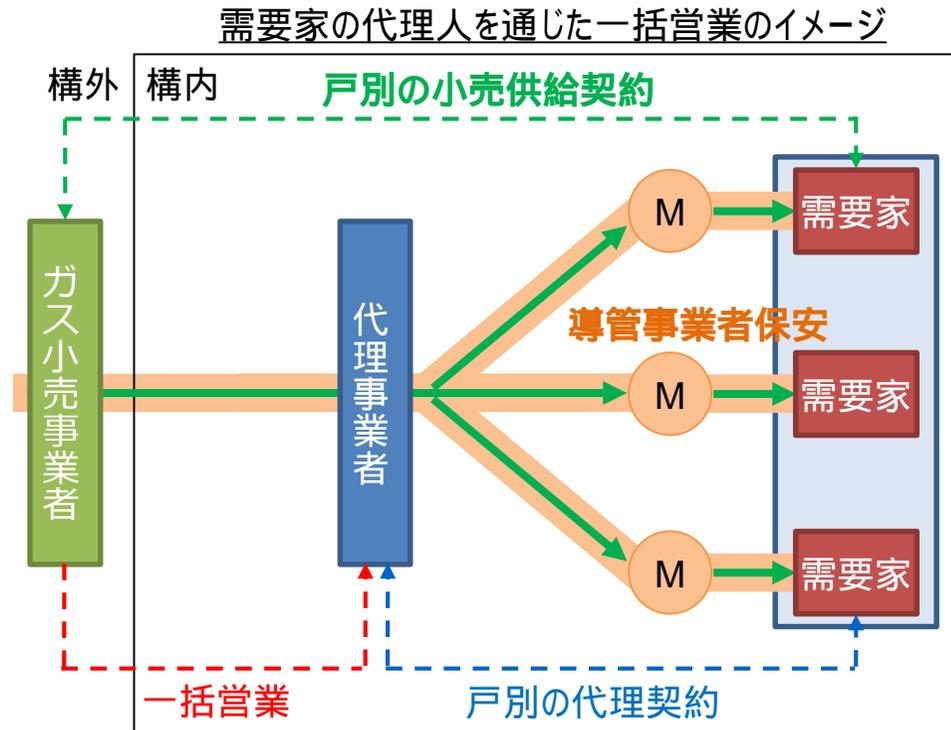
- 1 ガス事業制度検討WGでは新規参入者より、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、「一括受ガスの制度化」又は「既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」の提案があった。

(参考) 第2回ガス事業制度検討WG (2018年10月29日) 資料5 関西電力資料より抜粋

まとめ	11
<p>■現状、テナントビル等で既に一括受ガス状態にあるものが存在しており、保安上の支障が発生しておらず、需要家にとってもメリットがあるとはいえ、同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家に開かれたしくみとなっております。</p> <p>■同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家が、託送料金上公平に扱われるよう、</p> <ul style="list-style-type: none">A. 一括受ガスを制度化するB. 既存の一括受ガス状態を期限を区切って解消するのどちらかの整理をお願いしたいと考えております。 <p style="text-align: right;">以上</p>	

検討結果

- Ⅰ ガス事業制度検討WGにおける議論の結果、新規参入者ニーズである「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」は、「需要家の代理人を通じた一括営業」により実現可能であり、同時にガス事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢も確保できると整理された。
- Ⅰ これを踏まえ、その適切な活用方法等をガイドラインへ明確化する。
- Ⅰ また、新規参入者から提案のあった現存する不適切な契約の是正は、一般ガス導管事業者、小売事業者、需要家の各関係者に向けて要請文を発出し、2019年度中と期限を区切って対応を求める。



需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらすことが可能。

- 1 . 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2 . 一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3 . 制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進**
- 4 . ガス託送料金の適正化
- 5 . 内管保安・工事における競争環境の整備
- 6 . LNG基地の第三者利用の促進
- 7 . ガス保安規制の整合化

規制改革実施計画の内容（制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進）

- 1 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、ガス小売市場の競争促進のため、卸供給促進のための仕組みについて、平成30年度に検討し結論を得て、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずることとされた。

< 規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定） >

事項名

No.33 ガス小売市場における競争促進（制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進）

規制改革の内容

ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。

実施時期

平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置

卸取引活性化策のコンセプト

- 1 都市ガス市場の特性・競争状況を踏まえつつ、特に一般家庭向けガス小売事業への参入促進を目的として、新規参入者への都市ガスの卸供給を促す具体的な取組を検討した。
- 1 ガス事業制度検討WGでの議論を踏まえ、一定の市場規模がある供給区域において大半又は唯一の都市ガス供給能力を有する第1・第2グループの旧一般ガス事業者に、新規参入に必要な都市ガスを、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で卸す取組を求めることとした。
- 1 本活性化策により、新規参入がこれまでなかった5事業者の供給区域、具体的にはスイッチング申込件数がゼロだった北海道、東北、中国地方等で競争活性化が期待される。
- 1 本活性化策での卸供給開始は、卸元事業者及び利用事業者の事業準備や相談に要する期間を踏まえ、2020年3月までを目標とした。

第1・第2グループの旧一般ガス事業者

1G事業者	地方	市場規模 ¹ (2016年度)	新規参入者の 有無 ²
東京ガス	関東	132億m ³ /年	有
大阪ガス	近畿	82億m ³ /年	有
東邦ガス	中部	37億m ³ /年	有

2G事業者	地方	市場規模 ¹ (2016年度)	新規参入者の 有無 ²
西部ガス	九州	7.9億m ³ /年	有
北海道ガス	北海道	5.5億m ³ /年	無
仙台市ガス	東北	2.7億m ³ /年	無
静岡ガス	中部	8.1億m ³ /年	無
広島ガス	中国	4.4億m ³ /年	無
日本ガス	九州	1.0億m ³ /年	無

1 ガス事業便覧平成29年版上のガス販売量を45MJ/m³で体積換算したもの

2 一般家庭向けの供給を行う新規ガス小売事業者の有無。2018年11月末時点

本活性化策の卸価格について

- Ⅰ 新規参入者が小売事業へ参入するためには、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を需要毎に確保できる価格水準で、都市ガスを調達できる環境が必要である。また、通常の相対契約では都市ガスの最大流量等を踏まえた交渉を通じて卸価格が決定されていることや、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることも踏まえた活性化策の設計が必要である。
- Ⅰ 卸価格については、需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除したものを上限価格として設定することとし、その下で個別の価格交渉を可能とした。
 - 一定経費とは、旧一般ガス事業者がガス小売事業者として行う業務に係る費用であって、例えば、小売供給の実務に係る業務費（開閉栓、消費機器保安、検針票投函、集金）、小売事業に係る広告宣伝費が考えられる。
- Ⅰ 本取組では、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることを踏まえ、上限卸価格の水準を非公表とすることを許容する一方で、本取組の利用事業者が直面する卸価格が上限卸価格以下の水準に収まっているかを経済産業省が確認するスキームを構築した。

取引所取引について

- Ⅰ なお、ガス事業制度検討WGでは、卸取引の活性化策の大きな方向性として下記2点をご議論いただいた。
 - (A) 卸元事業者と新規参入者の相対取引を円滑にする仕組みを講ずること
 - (B) 卸電力取引所のようなガスの卸取引所などでの市場価格による取引を可能にする仕組みを講ずること
- Ⅰ 経済論理的には、(B) により市場において需給に基づく公正な価格が形成され、それに基づく卸取引が自由に行われることが望ましいとも考えられるものの、現時点では以下の理由から、まずは(A) を優先して制度設計を進めることとされた。
 - () ガス導管は送配電網のように全国を網羅していないため、導管の状況を踏まえながら市場範囲を細かく設定せざるを得ず、卸元事業者の数が限定的となり売り入札が十分に確保できない可能性が高いこと
 - () 市場を利用する小売事業者の数も電気事業ほどには多くないため、特に小売参入者の少ない地域においては、買い入札も期待できないこと

- 1．現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2．一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3．制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4．ガス託送料金の適正化**
- 5．内管保安・工事における競争環境の整備
- 6．LNG基地の第三者利用の促進
- 7．ガス保安規制の整合化

規制改革実施計画の内容（ガス託送料金の適正化）

- 1 ガス託送料金の適正化については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、平成30年度に事後評価の結果公表、以降、継続的に措置を講ずることとされた。

< 規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定） >

事項名

No.34 ガス小売市場における競争促進（ガス託送料金の適正化）

規制改革の内容

小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価のかい離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。

実施時期

平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置

ガス導管事業の収支状況等の事後評価 (2018年9月27日 電力・ガス取引監視等委員会決定)

- 1 電力・ガス取引監視等委員会（2018年9月27日開催）において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という）の収支状況等の事後評価を行うことが決定された。

1．趣旨

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の 効率化・託送料金の低廉化と 将来にわたる質の高いガス安定供給の両立を実現するため、各事業者の収支状況や効率化の取組状況等について、公開の場で事後評価を行う。

あわせて、一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の効率化の取組状況を評価することにより、その効率化・低廉化を促進する。

2．進め方

1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（全143社）

2) 評価内容

- 1 料金審査専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
 - 託送収支の状況
 - 効率化に向けた取組状況
 - 中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況
 - 内管工事の取組状況
- 1 各事業者の収支等の分析を通じて制度面での対応の必要性が浮き彫りになった場合には、そのあり方について関連部局と連携しながら検討

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会料金審査専門会合 委員等名簿

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 教授

(委員)

北本 佳永子 EY新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 公認会計士
 圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

(専門委員)

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
 梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
 辰巳 菊子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
 東條 吉純 立教大学法学部 教授
 華表 良介 ポストンコンサルティンググループ パートナー
 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
 南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

(オブザーバー)

河野 康子 全国消費者団体連絡会 前事務局長
 大内 博 日本商工会議所 産業政策第二部主席調査役
 太田 哲生 消費者庁 消費者調査課 課長
 下村 貴裕 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室長
 下堀 友数 資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課ガス市場整備室長

ガス導管事業の収支状況等の事後評価

評価項目

内容

託送収支の状況

- 大きな超過利潤が発生している事業者（営業収益の5%以上発生している事業者）について、より詳細にその要因や今後の見通しを分析・評価する。
 - 大きな超過利潤が生じた主な要因や今後の見通しについて分析。
 - 今後も大きな超過利潤が継続する蓋然性が高い事業者については、今後の対応方針を聴取。
- 事業者間精算費など、想定原価と実績費用に大きなずれが生じている費用項目について、より詳細に分析する。

効率化に向けた取組状況

- 先進的な取組を行っていると期待される大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）にヒアリングを行い、各社の経営効率化に向けた取組のうち、特に効果の大きいものや先進的な取組について内容を聴取する。
- 聴取した内容を踏まえ、各取組の内容や効果等について分析・評価し、先進的な取組等の横展開を促進する。

中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

- 高経年化対策等の設備投資や修繕など、各社の安定供給・保安等の取組状況について、分析・評価する。
- 各社の導管延伸・区域拡張やエリア内の需要家件数（メーター件数）等の状況について分析・評価する。

内管工事の取組状況

- 一般ガス導管事業者による内管工事について、以下の項目を中心に、分析・評価する。
 - 内管工事見積単価表（項目・内容の比較、近年の見直しの有無 等）
 - 内管工事に係る効率化の取組（調達・発注の工夫 等）
 - 内管工事に係る収支の状況
- 効率化・工事費低廉化に向けた先進的な取組の横展開を促進すべく、各社の取組を把握して内容を整理する。

対象事業者について

- 1 全国のガス導管事業者（224社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（143社）について、その収支状況等を評価する。

一般ガス導管事業者（198）

特定ガス導管事業者（26）

事後評価の対象
(143社)

託送供給約款あり（126）

託送供給約款あり（14）

供給条件の届け出あり（3）

託送供給約款なし（72） 1

上記以外（9）

- 1 需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていないガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
- 2 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

会計年度（決算時期）の違い等について

- 1 ガス導管事業者の中には、4月～3月以外の会計年度（1月～12月など）を採用している事業者も多い。これらの事業者の平成29年度託送収支には、一部制度改正前の期間における収支が含まれている。

ガス導管事業者の会計年度

会計年度	事業者数	備考
4月～3月	85	
それ以外 (1月～12月など)	58	平成29年度託送収支には制度改正前の期間における収支が一部含まれている



の事業者については、実績と想定原価との比較などが困難であるため、
数字は参考データとし、精緻な分析は行わない

超過利潤の状況

- Ⅰ 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果は以下の通り。
- Ⅰ 仙南ガス、下仁田町、魚沼市及び筑後ガス圧送は、超過利潤累積額が、すでに、値下げ命令の発動基準となる「一定水準額」を超過している。
- Ⅰ それ以外にも、一般ガス導管事業者で9社、特定ガス導管事業者で2社が、一定水準額の1/3を超える超過利潤累積額が発生している。

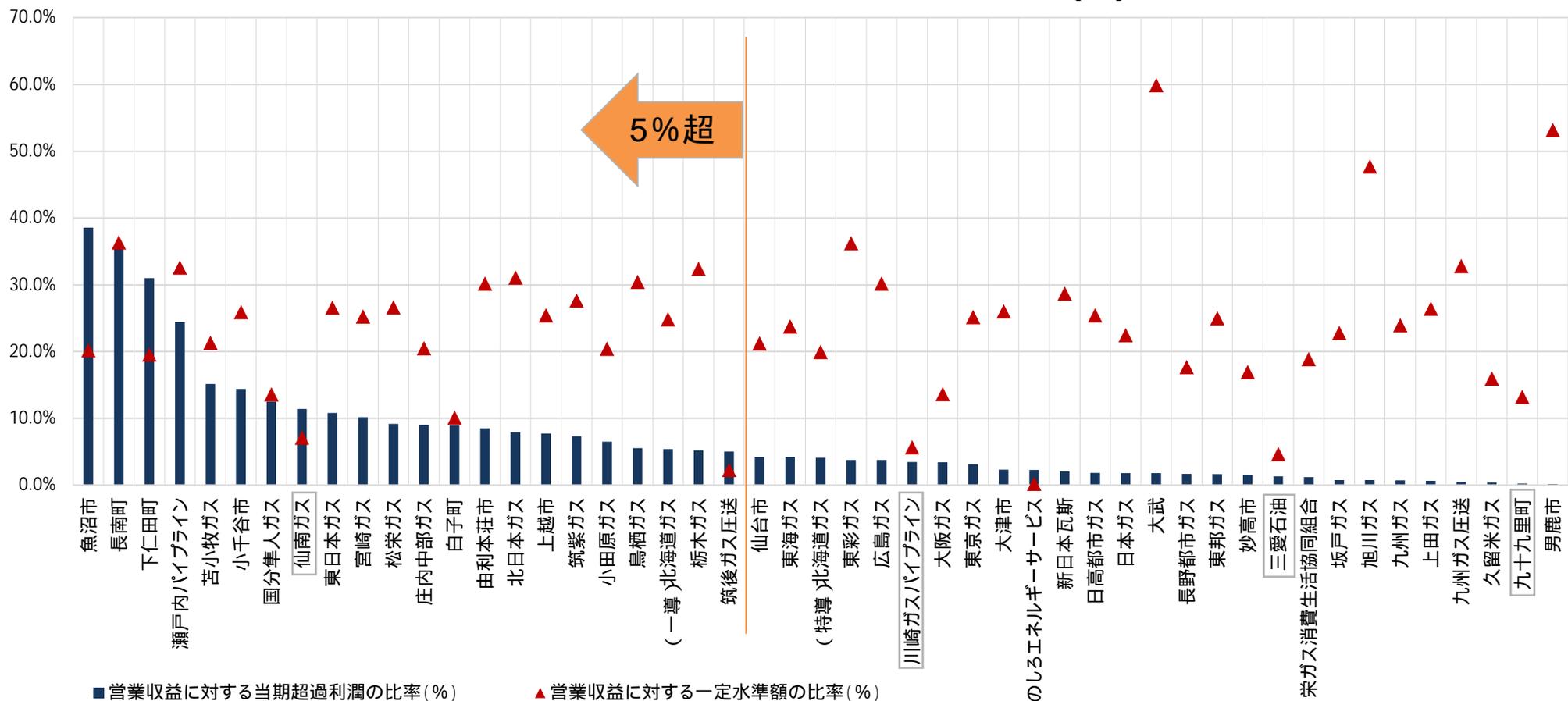
超過利潤累積額（29年度末）	一般ガス導管事業者		特定ガス導管事業者	
	事業者数 （3月決算）	【参考】事業者数 （3月決算以外）	事業者数 （3月決算）	【参考】事業者数 （3月決算以外）
一定水準額以上	3 (仙南ガス、下仁田町、魚沼市)	0	1 (筑後ガス圧送)	0
一定水準額の2/3～3/3	4	1	1	0
一定水準額の1/3～2/3	5	4	1	0
0～一定水準額の1/3	29	26	3	0
0以下	27	24	8	3

各社公表資料（2018年10月22日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。超過利潤累積額は、2017年4月の託送料金改定に伴いリセットされているため、29年度の超過利潤額と同額。

詳細分析の対象となる事業者について

1 平成29年度の超過利潤の営業収益（収入）に対する比率が5%以上であった22社を対象とし、超過利潤の発生要因や今後の事業見通しを確認した。

営業収益に対する当期超過利潤及び一定水準額の比率（%）



で囲んだ4社は、一定水準を事業報酬で定めた事業者

3月決算事業者のうち、超過利潤が0より上の49事業者のみ

各社公表資料（2019年2月15日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

分析対象事業者の超過利潤の見通し・今後の方針

- 1 一定水準を超過した4社については、料金改定を実施予定である旨を確認した。
- 1 その他の18社のうち、15社については、今後も平成29年度と同じ要因での超過利潤が継続する可能性が高いと考えられる。これらについては、来年度の事後評価において重点的にフォローアップを行う。
- 1 なお、このうち12社については、現在までに自主的に料金改定の実施予定あるいは検討する方針を表明している。

事業者名	営業収益に対する当期超過利潤の比率 (%)	想定原価からのずれ		超過利潤の見通し	今後の事業者の方針
		収益	費用 (営業外等を含む)		
魚沼市	38.6%	11.4%	-31.6%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月1日までに料金改定を行う。前倒し実施については明言できない。
長南町	35.7%	-7.7%	-40.6%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
下仁田町	31.0%	-4.0%	-35.5%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2019年4月1日に東海ガスへガス事業の譲渡を行い、下仁田町はガス事業を廃止する。(下仁田町) 2019年9月を目途に原価洗い替えを行い、2019年10月1日付で料金改定を実施予定。(東海ガス)
瀬戸内パイプライン	24.4%	-	-	継続する可能性が高い	2018年4月1日より事業者間精算契約を変更しており値下げを実施済み。2019年4月1日までに約款を作成予定。 その後、2020年4月実施をめどに、料金改定を行う予定。
苫小牧ガス	15.2%	-3.5%	-18.1%	継続する可能性が高い	2020年4月1日に料金改定を実施する予定。
小千谷市	14.4%	11.9%	-4.2%	継続する可能性が高い	料金改定の前段に、今年度の実績等を踏まえて民営化についての内部検討が必要であり、現段階で料金改定見直しは優先順位が低い。
国分隼人ガス	12.5%	9.5%	-4.2%	継続する可能性が高い	2020年4月実施予定の料金改定を検討している。
仙南ガス	11.4%	36.9%	21.3%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月までに料金改定を実施する。
東日本ガス	10.8%	-1.5%	-12.1%	継続する可能性が高い	料金改定の検討を2020年7月に開始し9月までに結論を得る。
宮崎ガス	10.2%	14.6%	3.0%	一過性である可能性がある	2018年度の実績が確定した後、料金の見直しを行うかどうかを検討する。
松栄ガス	9.2%	9.1%	-0.9%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
庄内中部ガス	9.0%	13.8%	3.5%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
白子町	8.9%	0.1%	-8.2%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
由利本荘市	8.5%	-2.2%	-10.5%	継続する可能性が高い	料金改定の予定、検討の予定はない。
北日本ガス	7.9%	-2.7%	-10.4%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
上越市	7.7%	2.0%	-5.8%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
筑紫ガス	7.3%	20.7%	11.8%	継続する可能性が高い	2020年4月までの料金改定の実施を想定。
小田原ガス	6.5%	13.6%	6.2%	継続する可能性が高い	2020年4月に料金改定を実施する予定。
鳥栖ガス	5.6%	-2.8%	-4.0%	継続する可能性が高い	料金原価算定期間終了時(2020年3月)に料金改定を行うかどうかを検討。
北海道ガス	5.4%	0.1%	-5.3%	一過性である可能性がある	2020年4月に料金改定を実施する予定。
栃木ガス	5.2%	10.3%	4.0%	一過性である可能性がある	収益が減少する予測であることから、今後の需要動向を見極め、料金改定の判断を行う。
筑後ガス圧送	5.0%	1.9%	-3.2%	一定水準を超過しているため、料金改定が必要	2020年4月1日の料金改定の実施に向け、準備を進める。

平成29年度実績と想定原価との比較（収入）

- 1 収入について、平成29年度の実績が想定原価（想定収入）を上回った事業者は48社、下回ったのは30社であった。
- 1 想定原価から20%以上実績収入が上振れした事業者が3社あった。主な要因としては、厳冬、想定外の需要獲得等が考えられる。

平成29年度実績収入と想定原価とのずれ（率）

実績収入 > 想定原価	20%以上	3社	計48社
	10%～20%	10社	
	5%～10%	9社	
	0%～5%	26社	
実績収入 < 想定原価	5%～0%	21社	計30社
	10%～5%	5社	
	20%～10%	3社	
	20%以下	1社	

1 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2018年10月22日現在において託送収支計算書を公表している78社のみ

2 各社公表資料（2018年10月22日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

平成29年度実績と想定原価との比較（費用全体）

- 1 費用について、平成29年度の実績が想定原価を上回った事業者は45社、下回ったのは33社であった。
- 1 想定原価から20%以上実績費用が下振れした事業者が3社あった。主な要因としては、設備投資時期の偏りや後ろ倒し等が考えられる。

平成29年度実績費用（全体）と想定原価とのずれ（率）

実績費用 > 想定原価	20%以上	4社	計45社
	10%～20%	9社	
	5%～10%	10社	
	0%～5%	22社	
実績費用 < 想定原価	5%～0%	18社	計33社
	10%～5%	7社	
	20%～10%	5社	
	20%以下	3社	

1 2017年4月から2018年3月までの現行制度に基づく収支を持つ事業者のうち、2018年10月22日現在において託送収支計算書を公表している78社のみ

2 各社公表資料（2018年10月22日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

3 ずれ（率）（%）＝（実績費用 / 想定原価 - 1）× 100

- 1 . 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2 . 一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3 . 制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4 . ガス託送料金の適正化
- 5 . 内管保安・工事における競争環境の整備**
- 6 . LNG基地の第三者利用の促進
- 7 . ガス保安規制の整合化

規制改革実施計画の内容（内管保安・工事における競争環境の整備）

- 1 内管保安・工事における競争環境の整備については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置を講ずることとされた。
- 1 電力・ガス取引監視等委員会は、料金審査専門会合において、ガス導管事業者の内管工事の取組状況の事後評価を実施している。
- 1 また、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 ガス安全小委員会において、内管保安・工事の透明化について審議中。

< 規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定） >

事項名

No.35 ガス小売市場における競争促進（内管保安・工事における競争環境の整備）

規制改革の内容

内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格な査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。

実施時期

平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置

ガス導管事業の収支状況等の事後評価

評価項目

内容

託送収支の状況

- 大きな超過利潤が発生している事業者（営業収益の5%以上発生している事業者）について、より詳細にその要因や今後の見通しを分析・評価する。
 - 大きな超過利潤が生じた主な要因や今後の見通しについて分析。
 - 今後も大きな超過利潤が継続する蓋然性が高い事業者については、今後の対応方針を聴取。
- 事業者間精算費など、想定原価と実績費用に大きなずれが生じている費用項目について、より詳細に分析する。

効率化に向けた取組状況

- 先進的な取組を行っていると期待される大手3社（東京ガス・大阪ガス・東邦ガス）にヒアリングを行い、各社の経営効率化に向けた取組のうち、特に効果の大きいものや先進的な取組について内容を聴取する。
- 聴取した内容を踏まえ、各取組の内容や効果等について分析・評価し、先進的な取組等の横展開を促進する。

中長期的な安定供給の確保に向けた取組状況

- 高経年化対策等の設備投資や修繕など、各社の安定供給・保安等の取組状況について、分析・評価する。
- 各社の導管延伸・区域拡張やエリア内の需要家件数（メーター件数）等の状況について分析・評価する。

内管工事の取組状況

- 一般ガス導管事業者による内管工事について、以下の項目を中心に、分析・評価する。
 - 内管工事見積単価表（項目・内容の比較、近年の見直しの有無 等）
 - 内管工事に係る効率化の取組（調達・発注の工夫 等）
 - 内管工事に係る収支の状況
- 効率化・工事費低廉化に向けた先進的な取組の横展開を促進すべく、各社の取組を把握して内容を整理する。

(参考) 内管工事の概要

- Ⅰ 需要家敷地内のガス工作物（内管）は、需要家の資産である一方、その工事については、保安義務を負う一般ガス導管事業者に依頼することとされている。
- Ⅰ 一般ガス導管事業者は、指定工事店等に委託して工事を実施するケースが多い。

	内管工事の内容
作業対象	・需要家資産のガス工作物(敷地境界からガス栓まで)
委託先	・内管工事の施工(実作業)を適正に施工する体制・能力を有する工事会社
法令	・ガス事業法 第61条 ガス工作物の維持等
スキル	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の作業経験を経て資格取得可能となる ・施工範囲に合わせて取得資格のレベルも上がる (ねじ工事、活管工事、溶接工事など) ・施工不備防止のため各社検査を実施
資格	・「内管工事資格制度」(業界資格:運営)G A)

(参考) 託送供給約款における内管工事の費用負担の規定について

- Ⅰ ガス事業法上、一般ガス導管事業者は、託送供給約款において、導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法について適正かつ明確に定めなければならないとされている。
- Ⅰ これに基づき、各社の託送供給約款では、内管工事に要する費用の実績を基礎として見積単価表を作成・公表し、その見積もり単価表により工事費用を算定して請求すると定められている。

各社の託送供給約款における内管工事に関する規定の主な内容

- Ⅱ ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工する。
- Ⅱ 内管及びガス栓は需要家等の所有とし、需要家等の負担で設置していただく。
- Ⅱ 内管及びガス栓の工事に要する費用は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、あらかじめ定め公表している見積単価表により算定する。
- Ⅱ 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定する。

分析①：標準モデルによる内管工事見積額の横比較 1 / 3

- 1 工事件数の多い事業者から、内管工事の典型的なケースを聴取し、それを踏まえて全社共通の見積条件（標準モデル）を作成し、全ての一般ガス導管事業者に内管工事の参考見積を依頼した。

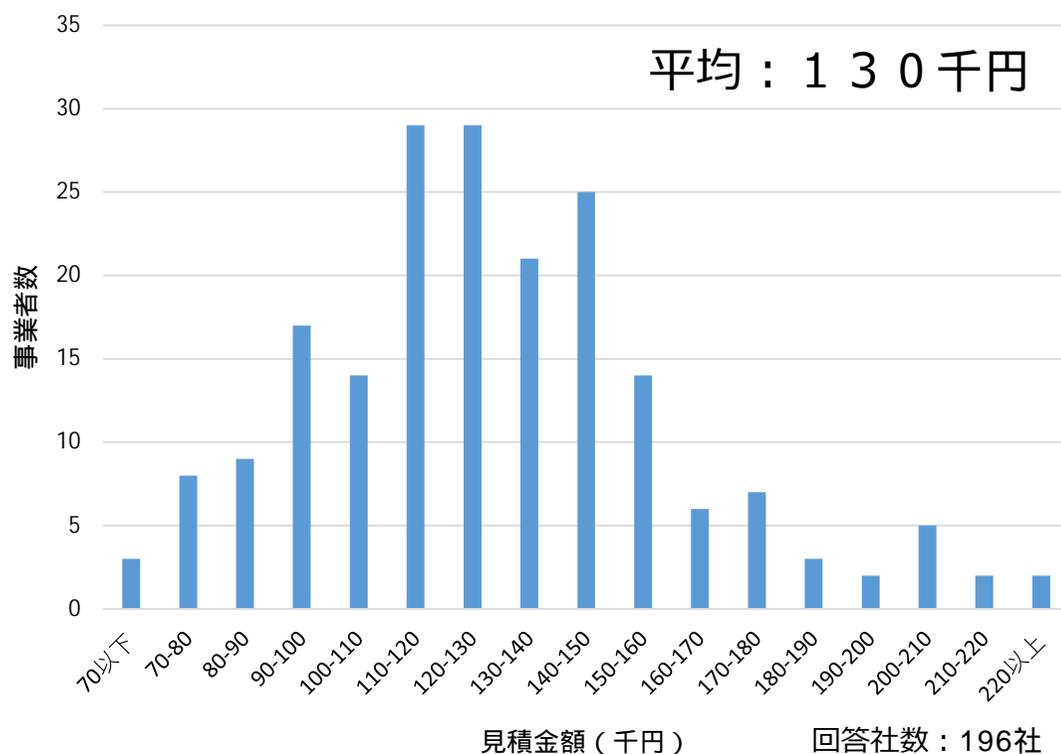
< 標準モデルの概要 >

- 新築の戸建木造住宅
- ガス機器：2台（設計対象は、以下のガス流量とする）
 - 24号ふる給湯器【ガス消費量（ガス流量） 給湯3.71m³/h、風呂0.92m³/h】
 - ビルトインコンロ【ガス消費量（ガス流量） バーナA 0.35m³/h、バーナB 0.35m³/h】
- ガスメーターまでは、P E 管の埋設配管（延長9m）
- ガスメーター以降は、フレキ管の露出配管
- 機器接続工事は見積りに含む（ガス栓は機器接続ガス栓）
- 外壁貫通における穴あけ及び穴補修は見積りに含まない
- 上記以外の口径、配管ルート、支持金具等の仕様は各社の標準仕様による

分析①：標準モデルによる内管工事見積額の横比較 2 / 3

- 各社の参考見積額の平均は約 1 3 万円であったが、最低は 5 千円、最高は 2 6 万円と大きなバラツキが見られた。
- 一般ガス導管事業者によって内管工事の価格に大きな差がある可能性が示唆された。

内管工事費の参考見積額



参考見積額が比較的高い事業者

事業者名	見積金額 (円)
小千谷市 (公営)	262,490
釜石瓦斯	234,360
糸魚川市 (公営)	216,930
秦野ガス	210,600
福井市 (公営)	208,386
青森ガス	206,031
妙高市 (公営)	205,588
金沢市企業局 (公営)	205,308
魚沼市 (公営)	203,807
盛岡ガス	196,707

参考見積額が比較的低い事業者

事業者名	見積金額 (円)
のしろエネルギーサービス	75,365
南日本ガス	74,710
小松ガス	74,412
米子ガス	72,600
大牟田ガス	72,175
加治木ガス	72,055
五所川原ガス	70,740
東北ガス	60,004
阿久根ガス	57,743
エコア	5,000

分析①：標準モデルによる内管工事見積額の横比較 3 / 3

- 参考見積額が高い事業者と低い事業者にその要因について個別に聴取したところ、以下の回答があった。
- 一般ガス導管事業者においては、近隣の事業者の参考見積額等を踏まえつつ、資材調達の工夫など、効率化に取り組むことが期待される。

< 各社からの主な回答 >

参考見積額が高い事業者

- 資材価格が相対的に高いため。工事の都度、工事店が資材業者から仕入れるため。
- 工事絶対量が少ない等の理由により、作業員の効率的運用ができないため。
- 寒冷地等の地域による特別な工事が必要なため。

参考見積額が低い事業者

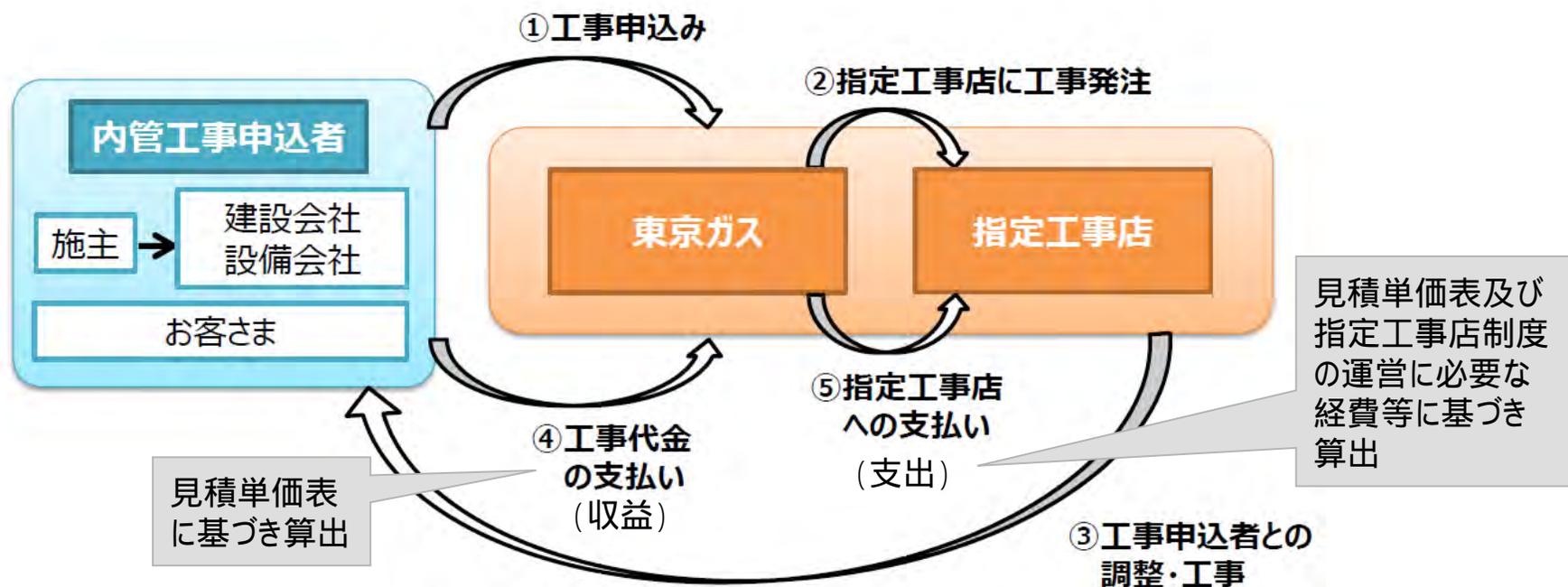
- 他燃料との競争のため。
- 自社による直営工事が多いため。

(参考) 内管工事の収益及び支出について

- 1 内管工事では、公表された見積単価表に基づき内管工事申込者から受け取る額（収益）と、指定工事店に支払う費用等（支出）の差分として、一般ガス導管事業者に収支が発生する。
- 1 一般ガス導管事業者は、その収支状況等を踏まえ、費用の実績を反映したものになるよう、内管工事の見積単価表の改定を行う。

内管工事で得た利益については、各社の財務諸表上内部留保等となっている。

内管工事に係る業務フロー（東京ガスの例）



出典：東京ガス資料

(参考) 内管工事の収支状況について

- 1 一般ガス導管事業者の内管工事の過去3年の収支状況を分析したところ、利益率が20%以上の事業者も存在した。

一般ガス導管事業者の内管工事の利益率(利益 / 収益)

収益 > 支出	20%以上	4社	計95社
	10% ~ 20%	22社	
	5% ~ 10%	29社	
	0% ~ 5%	40社	
収益 < 支出	5% ~ 0%	12社	計30社
	10% ~ 5%	8社	
	20% ~ 10%	5社	
	20%以下	5社	

平成27年から平成29年までの3年度累積
平成27年度から平成29年度まで内管工事の実績がない社を除く125社

分析②：内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者の分析 1 / 2

- 1 内管工事の平成27年度から29年度の平均利益率が10%以上で、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない。225社に対し、利益率が高い理由を聴取した。
- 1 各社からは、「自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていなかったため、実際よりも収支上の利益率が高くなっていた」(13社)、「利益率が高いとは考えていない等」(12社)との回答があった。
- 1 これらの事業者については、その見積単価が工事に要する費用の実績を適切に反映しているか説明を求めるとともに、適切に反映していないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請することとする。

- 1 全国の加重平均は3.3%
- 2 平成30年度以降改定していない事業者

< 託送供給約款における内管工事の規定（例） >

36 . 内管工事に伴う費用の負担

供給施設の所有区分と工事費

(1) ~ (2) 略

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、に定める方法により算定した見積単価（ただし、に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものいたします。

内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m 当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社の事業所等に掲示しています。

略

(4) ~ (13) 略

分析②：内管工事の収支の適切な管理 2 / 2

- | 今回の分析を通じ、内管工事に係る自社の労務費等を内管工事の収支に振り分けていないケースがあることを確認した。
- | 内管工事の見積単価が適正に算定されていることを確認できるようにするため、内管工事の収支について、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、適切な管理を徹底する必要がある。
- | 今後、内管工事の収支が適切に管理されるよう、収支管理のあり方を整理し、事業者に周知徹底することとする。

各社の内管工事の取組状況を踏まえた対応方針

- 1 これまでの分析結果を踏まえ、内管工事については、以下の対応を行うこととする。

内管工事の見積単価の適正性の確認

- 内管工事の利益率が高く、かつ直近で見積単価表の値下げが行われていない事業者に対し、その見積単価が工事に要する費用の実績を適切に反映しているか説明を求めるとともに、適切に反映していないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請する。

内管工事の収支の適切な管理の徹底

- 内管工事の収支について、自社で内管工事を行った場合の労務費等が適切に振り分けられるようにするなど、収支管理のあり方を整理し、事業者に周知徹底する。

積極的な情報公表の依頼

- 需要家が内管工事のおおよその額を容易に知ることができるよう、見積単価表に加えて、典型的なケースを想定した全社共通の見積条件（標準モデル）についての参考見積額を、自社のHP等において公表するよう各社に依頼する。

ガス安全小委員会での検討経緯

- I 昨年11月より、ガス安全小委員会において議論を開始し、平成31年度における措置に向けた対応を検討中。

ガス安全小委員会

【検討状況】

○2018年11月6日

・内管保安・工事に関し、現状の認識、課題の抽出

○2019年3月1日

・内管保安・工事に関し、実態調査結果を踏まえた、対応方針の提示

<委員名簿>

委員長

倉淵 隆

学校法人東京理科大学 教授

委員（五十音順）

青木 健 全国ガス労働組合連合会 中央執行委員長

赤穂 啓子 株式会社日刊工業新聞社大阪支社編集局 局長

天野 晴子 学校法人日本女子大学家政学部家政経済学科 教授

稲月 勝巳 電気事業連合会 工務部長

植田 利久 学校法人慶應義塾大学 教授

折田 憲一 ガス警報器工業会 専務理事

川島 裕子 主婦連合会 常任幹事

澁谷 忠弘 国立大学法人横浜国立大学 准教授

田嶋 義明 一般財団法人日本ガス機器検査協会 専務理事

多田 進一 一般社団法人日本ガス協会 常務理事

水流 聡子 国立大学法人東京大学 特任教授

久本 晃一郎 高圧ガス保安協会 理事

堀 宗朗 国立大学法人東京大学地震研究所 教授

三浦 佳子 消費生活コンサルタント

山田 耕司 一般社団法人全国LPガス協会 理事

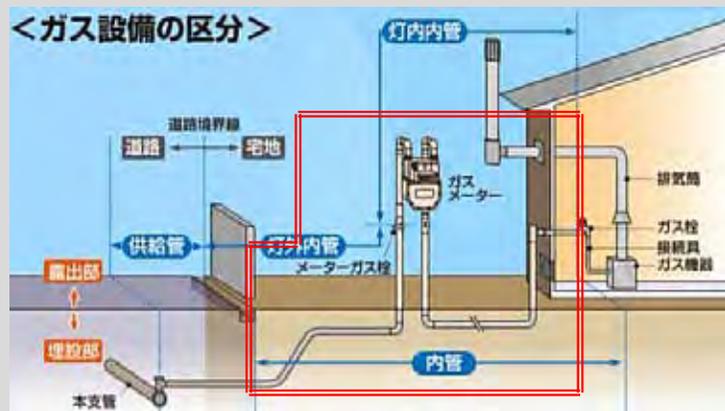
吉川 知恵子 吉川知恵子綜合法律事務所 弁護士

和田 眞治 一般社団法人日本コミュニティーガス協会 副会長

(2019年3月1日現在)

内管工事の概要 1 / 2

- Ⅰ ガス工作物の技術基準適合義務を負う一般ガス導管事業者が、ガス主任技術者（国家資格）を中心とした責任体制の下、内管工事を実施。
- Ⅰ 一般ガス導管事業者は、一般的に、内管工事の保安・品質の確保のため、工事の実作業を適正に施工できる体制・能力を有する工事会社に委託（発注）して実施。
- Ⅰ 都市ガスの内管工事は、ネットワーク全体への影響（防食措置・圧力損失計算）を考慮した施工が必要。また、大規模工事、活管工事（ガスの供給を止めずに行う工事）の作業や、溶接接合などの専門的な技能が求められる。



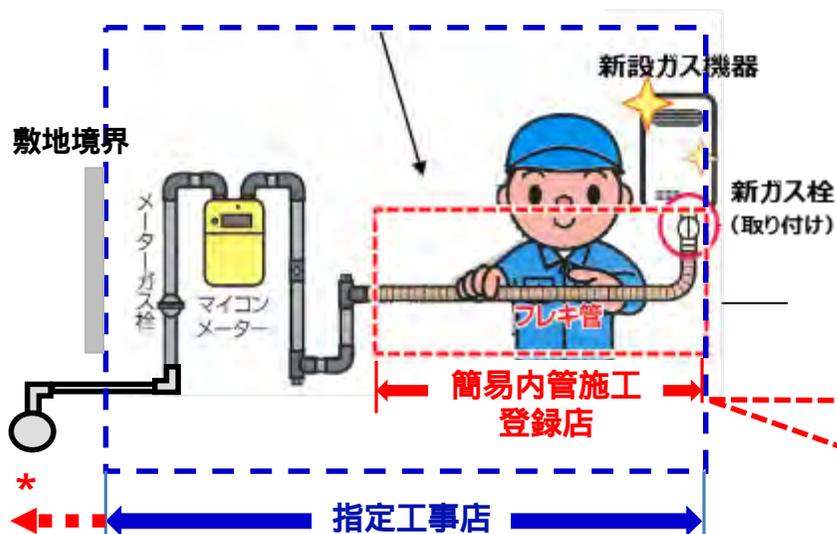
	内容
作業対象	・ 需要家資産のガス工作物（内管）
法令	・ ガス事業法 第61条 ガス工作物の維持等 第64条 保安規程 第65条 ガス主任技術者
スキル	・ 一定期間の作業経験を経て資格取得可能となる ・ 施工範囲に合わせて取得資格のレベルも上がる（ねじ工事、活管工事、溶接工事など）
作業資格	・ 「内管工事資格制度」（業界資格：運営JGA）

内管工事の概要 2 / 2

- 1 内管工事の施工範囲は、需要家の敷地内のガス工作物（敷地境界からガス栓まで）が対象。
- 1 託送供給約款において、「一般ガス導管事業者」又は「簡易内管施工登録店」が内管工事を施工することを定めている。
- 1 一般ガス導管事業者は、内管工事を委託する場合、品質や技能・体制を有すると各社が判断した工事店に委託。（いわゆる「指定工事店 1」。敷地内の全てのガス工作物の工事が対象）
- 1 なお、内管工事のうち、簡易な内管工事 2については、「簡易内管施工登録店 3」が、一般ガス導管事業者を介することなく、需要家から直接申し込みを受けて施工することが可能。

- 1 工事を受託するためには、一般ガス導管事業者から指定工事店として指定されることが必要。
- 2 マイコンメーターの下流側からガス栓までの露出部分のフレキ管工事及びガス栓からガス機器への接続工事に限定。
- 3 一旦、一般ガス導管事業者に登録を行えば、需要家との間で直接工事の請負が可能。

施工範囲



*

* 敷地外も施工できる指定工事店も存在する

日本ガス協会は、**需要家の選択機会の拡大**を目的に、**内管の技術基準の適合性が確認できる工事範囲**を対象に、工事店が需要家から簡易なガス内管工事について**直接申し込みを受け、施工できる制度**を創設。

「内管工事」の委託実態調査結果 1 / 2

内管工事（調査結果）

- 指定工事店に比べて、簡易内管施工登録店として多くの工事店が登録されている。
- 一方、簡易内管施工登録店が施工した工事は、内管工事全体のごくわずかであり、簡易内管施工登録店制度が十分に活用されていない。

10ガス事業者 の委託実態調査結果

需要家数上位10事業者を選定。日本ガス協会調べ

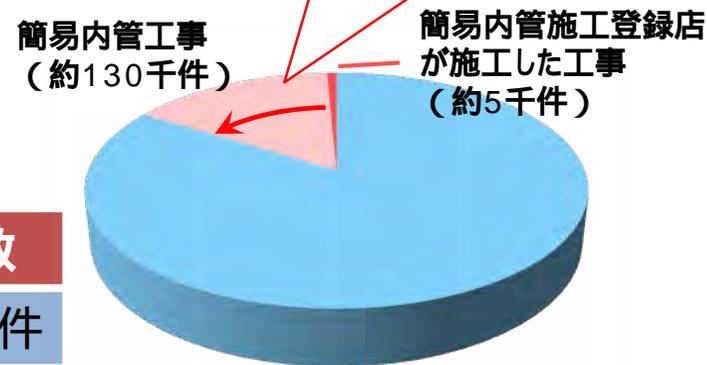
< 内管工事の工事店数（10社計・2017年度） >

分類	工事店数
指定工事店	約950社
簡易内管施工登録店	約2,160社

< 内管工事の施工実績（10社計・2017年度） >

分類	工事件数
内管工事	約690千件
【推定】簡易内管工事	約130千件
簡易内管施工登録店が施工した工事	約5千件

簡易内管施工登録店が施工する工事件数は、拡大の余地がある



2017年度実績
（内管工事 約690千件）

「内管工事」の委託実態調査結果 2 / 2 (委託要件)

内管工事 (調査結果)

- 1 一般ガス導管事業者は、「指定工事店」と「簡易内管施工登録店」の委託要件を個別に作成している。また、その内容は、認定要件・欠格要件のみを規定し、施工範囲、体制、材料等は別途説明するなど、委託要件が十分に明確化できていない事業者もいる。
委託要件の「明確化」が課題
- 1 委託要件は、工事会社からの問い合わせの都度、情報開示しており周知が不十分。
委託要件の「周知」が課題

10ガス事業者の委託実態調査結果

需要家数上位10事業者を選定。日本ガス協会調べ

< 委託要件の有無 >

委託要件の有無	回答
有り	10社

指定要件・登録要件を個別に作成

指定工事店
指定要件

簡易内管
施工登録店
登録要件

< 委託要件の内容 >

委託要件の内容	回答
認定要件・欠格要件のみ	8社
認定要件・欠格要件に加え、 施工範囲、体制、材料等	2社

< 委託要件の周知 > ◆ 参入希望の問合せに対し個別に情報開示：9社 ◆ 一般公開：1社

「内管工事」の委託要件の透明化への対応方針

【実態調査の課題に対する対応】

- 【明確化】 「指定工事店」と「簡易内管施工登録店」を双方併記した委託要件を作成。
また、その要件の内容についても参入希望者に対し、明確に分かりやすくする。
- 【周知】 明確化した委託要件について、開示・公表するとともに、参入希望者から各一般ガス導管事業者への照会に対しても十分に情報開示する仕組みを構築する。

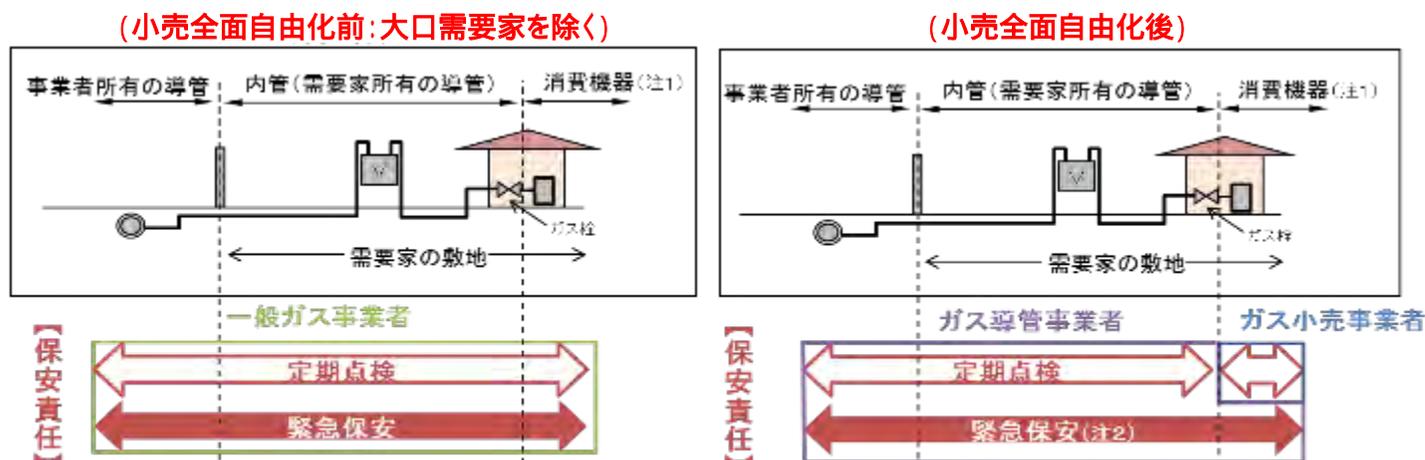


【対応方針】

- 1 内管工事の委託要件を透明化するため、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について要請する。
- 1 日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管工事の工事店を指定・登録する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。
- 1 ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。

改正ガス事業法における保安規制の主な内容

- 1 一般ガス導管事業者は、ネットワークを維持する保安確保の要。この分野は自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な投資を確実に実施。引き続き技術基準適合維持義務等の保安規制を維持。
- 1 需要家保安については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の点検・緊急保安は、従来の都市ガス事業者などの一般ガス導管事業者に一括して義務付け。



(注1) ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(注2) ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

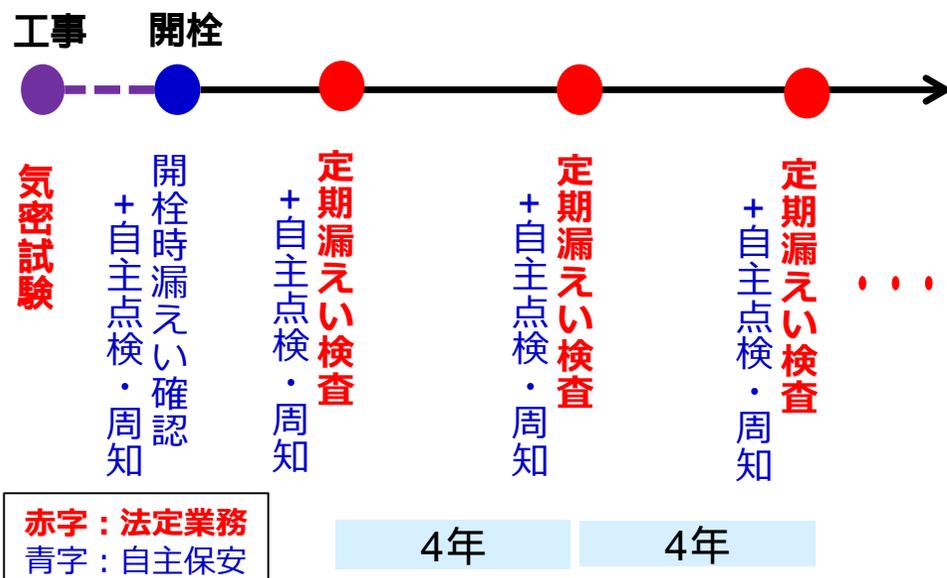
保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者(1)
内管の漏えい検査	ガス導管事業者(1)
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者(2)

- (1) ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。
- (2) 一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

出典：ガスシステム改革保安対策WG報告書 2016年6月

内管保安業務の概要

内管保安業務		内容
緊急保安	法定	24時間365日出動体制を整備し、ガス漏れ通報等に応じて緊急対応を実施する業務
内管漏えい検査		定期的に実施する敷地内ガス管の漏えい検査（定期漏えい検査）
	自主	「自主保安業務 ¹ 」とは、定期漏えい検査時に行うガス事業者が定める独自の点検・周知および開栓時漏えい確認 ²



- 1) 自主保安業務の取組み事例は以下の通り
- ・外壁貫通部のガス漏れ警報設備の確認(特定地下室等)
 - ・灯外内管の露出部分の外観検査(固定・腐食状況等)
 - ・ガス警報器等の確認(保安上重要な建物)
 - ・灯外・灯内内管の経路確認
 - ・灯内内管の露出部分の外観検査(浴室・台所・壁貫通部等の配管の腐食状況等)
 - ・点検結果のお知らせ(お客さまへの点検結果報告)
 - ・点検記録の保存

2) 開栓業務は、事前に漏えい確認が必要となるためガス小売事業者との連携が重要

定期漏えい検査と自主保安業務

「緊急保安」の委託実態調査概要

I 全ての一般ガス導管事業者（200社）の委託実態調査結果 日本ガス協会調べ

ü 緊急保安業務は「委託していない」

I 緊急保安業務を委託していない理由（抜粋）

【担い手】

- **ガス事業を営む上で根幹となる業務**であり、仮に対応不備による爆発などの重大事故を引き起こせば**事業に与える影響は甚大と認識**しているため。
- 受付を含め、**コア業務に位置付けて**おり、特に指令、現場処理は、技量の高度化、均質化ならびに技能継承を図るためにも社員対応としているため。

【一体的対応】

- ガス漏れ通報案件は、入電時にガス漏れ箇所が敷地内外のどこなのか判別することができないものであり、**一般ガス導管事業者が一体的に管理・対応する必要**があるため。
- **一般ガス導管事業者の責務**であり、本支管、供内管、消費機器の一体的な保安確保のほか、火災や災害時などにおいても**迅速かつ適切な判断が求められる**ため。

なお、大津市については、2019年4月より緊急体制が整備された共同出資の新会社に一体的に業務委託する予定。

「内管漏えい検査」の委託実態調査概要

内管漏えい検査（調査結果）

- Ⅰ 小売登録のある事業者のうち需要家数10万件以上の13社を対象に調査。 日本ガス協会調べ
- Ⅰ 定期漏えい検査は、12社が70社に委託しているが、委託先の関与・統制の確保ができることを重視しており、自社による検査に準じた活動として法定業務等の保安体制を確保。
- Ⅰ 開栓時漏えい確認は、11社が521社に委託しており、関与・統制の確保できる会社とともに、協力会社へ幅広く委託している。

	定期漏えい検査（法定業務）	開栓時漏えい確認（自主保安業務）
委託状況	12社が70社に委託 ・一般ガス導管事業者が 自ら実施（1社） ・ほとんどは、委託先の関与・統制の確保できることや信頼を重視することで体制を確保している。 ・例えば、 機能分社化し、一般ガス導管事業者と密接に長い年月をかけて体制構築している者、資本関係による関与・統制により保安の信頼確保がなされている者など。 ・資本関係のない会社へ幅広く委託しているケースもある。	11社が521社に委託 ・一般ガス導管事業者が 自ら実施（2社） ・供給エリア内の至る所で突発的に発生する開栓業務に対し、さまざまな形態に応じて関与・統制の確保できる会社および協力会社へ幅広く委託
関与・統制	委託先の経営層に社員出向・資本関係維持	保安教育、抜取検査、資格等による関与
保安確保	漏えい検査以外の自主点検、一般ガス導管事業者による抜き取り検査・作業者の定期的な研修	一般ガス導管事業者が、ピーク時（引っ越しの多い月）の体制を維持するよう委託先へ要請
体制維持	一般ガス導管事業者が、法定周期を遵守するため年間通して最適な要員体制を一元的に管理	一般ガス導管事業者が、ピーク時（引っ越しの多い月）の体制を維持するよう委託先へ要請

「内管保安」の委託要件の透明化への対応方針 1 / 2

内管保安（対応方針）

前述の内管保安の委託実態を踏まえ、以下に留意しつつ、委託する際の要件の透明化を以下の方針に従って、対応を進める。

「緊急保安」については、現在、導管事業者自らが実施している実態にあるため、透明化のニーズ自体が存在しない状況にある。（将来的にニーズが出てきた場合には、その時点で検討を行うこととしたい。）

緊急保安以外の「内管漏えい検査」については、「定期漏えい検査」（法定業務）と「開栓時漏えい確認」（自主保安業務）との間で、委託先に求められるべき「業務の質」が異なる（前者は、法定業務としての厳格性が要求される）実態にあるため、以下のとおり、それぞれの業務に対して、要件項目を変えることとする。

【共通する要件項目（例）】

- 保安水準の維持
- 必要資格、業務実績
- 自主保安として実施している保安業務の実施

【「定期漏えい検査」の場合の追加的な要件項目（例）】

- 委託先の関与・統制ができること、信頼が得られること、又はそれらに代替しうる措置が講じられること（子会社や資本関係、管理者派遣、取引関係、協定締結 等）
- 継続的な体制の確保、効率的な運用（面的な検査・周期管理）

上記の要件項目は事例であり、引き続き精査することとする。

委託要件の項目については、ガス事業法及びその他の法令に抵触することのないよう留意して進める。

なお、業務を委託するか否かは、専ら一般ガス導管事業者側の発意に基づくことから、上記の整理は、導管事業者が保安業務を自ら実施することを妨げるものではない。

【対応方針】

「内管保安」の委託要件の透明化については、以下により対応する。

- 1 保安水準の確保及び一般ガス導管事業者の自主的な保安の取り組みを前提に、委託要件とすべき項目を引き続き精査・抽出した上で、経済産業省から、日本ガス協会を通じ、全国の一般ガス導管事業者に対し、要件項目を提示しつつ、適切な委託先の選定プロセスを含めた「委託要件の明確化」、「その要件の周知の仕組み作り」について要請する。
- 1 日本ガス協会では、要請を踏まえ、内管保安を委託する際の要件等の基本的事項を示した「ガイドライン」を作成し、全国の一般ガス導管事業者に適切な対応を周知する。
- 1 ガイドラインを受け、全国の一般ガス導管事業者は、各社ごとに「新規参入の手引き（仮称）」を作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図る。

- 1．現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2．一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3．制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4．ガス託送料金の適正化
- 5．内管保安・工事における競争環境の整備
- 6．LNG基地の第三者利用の促進**
- 7．ガス保安規制の整合化

規制改革実施計画の内容（LNG基地の第三者利用の促進 a）

- I ガス受託製造約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、平成30年度に検討開始し、平成31年度に結論を得ることとされた。

< 規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定） >

事項名

No.36 ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）

規制改革の内容

LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。

実施時期

a:平成30年度検討開始、平成31年度結論

第三者利用制度の対象となるLNG基地

- Ⅰ ガス事業法に基づくガス受託製造約款の策定等の義務は、容量が計20万kl以上であって、ガス事業の用に供する導管と接続している液化ガス貯蔵設備を維持・運用する事業者に課されている。
- Ⅰ この整理は、ガスシステム改革小委員会における下記の議論を踏まえたものである。
 - タンクの容量が一定規模未満であるLNG基地については、その物理的な制約により、LNG基地の第三者利用に係る強いニーズがあるとは考えにくい
 - ガス事業の用に供される導管と直接接続していないLNG基地は、ガス小売事業者間の競争促進に資することが想定されない

< ガス事業法（昭和29年法律第51号） >

（定義）

第二条

9 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

< ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号） >

（ガス製造事業に該当する液化ガス貯蔵設備の要件）

第五条 法第二条第九項の経済産業省令で定める要件に該当する液化ガス貯蔵設備は、一の製造所におけるその容量の合計が二十万キロリットル以上のものであつて、ガス事業の用に供する導管と接続しているものをいう。

検討の方向性

- Ⅰ ガス小売市場における競争促進のためにガス製造事業者の対象を拡大すべきか、事業者ニーズや新規参入の状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。
- Ⅰ 検討に当たっては、ガス導管に接続している類型Bの基地を検討対象とする。類型Bの基地に関するニーズ調査では、実現可能性のある利用希望者の存否について広く意見を求めるとともに、基地を運用するガス事業者や海外からのLNG調達事業者へのアンケート等により利用希望の実績を確認する。
- Ⅰ なお、ガス導管に接続しておらずガス事業上の利用ニーズが生じ難い類型Cの基地は検討対象外とする。

ガス受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	ガス受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	Ⅰ 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無	Ⅰ 外航船又は内航船受入の小規模基地 Ⅰ タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	—	無	Ⅰ 発電事業用の基地 Ⅰ タンクローリーへの積替用の基地

適切な条件での第三者利用への対応は、「適正なガス取引についての指針」上の望ましい行為

LNG基地の第三者利用の促進の取組状況（b,c）

- Ⅰ 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）では、製造設備の余力判定等の在り方の具体化については平成30年度に検討・結論・措置、あっせん・仲裁の活用促進については平成30年度措置とされた。
- Ⅰ 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方、ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方等の項目について適正なガス取引についての指針（以下、適取GLという。）に明記する改定を行うとともに、その他の項目についても審議会を通じたガス製造事業者への要請等必要な措置を講じた。
- Ⅰ LNG基地の第三者利用に係るあっせん・仲裁の活用を促進する目的から、審議の際にあっせん・仲裁制度の広報を実施するとともに、適取GLにおいても、あっせん・仲裁が利用可能であることを明記した。

< 規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定） >

事項名

No.36 ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）

規制改革の内容

LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。

b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。

c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。

実施時期

b:平成30年度検討・結論・措置

c:平成30年度措置

適正なガス取引についての指針改定（2019年1月15日実施）の概要

製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方

ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方

貯蔵料金の算定に係る配船調整の考え方

基地利用料金の適切な情報開示の在り方

あっせん・仲裁の利用促進について

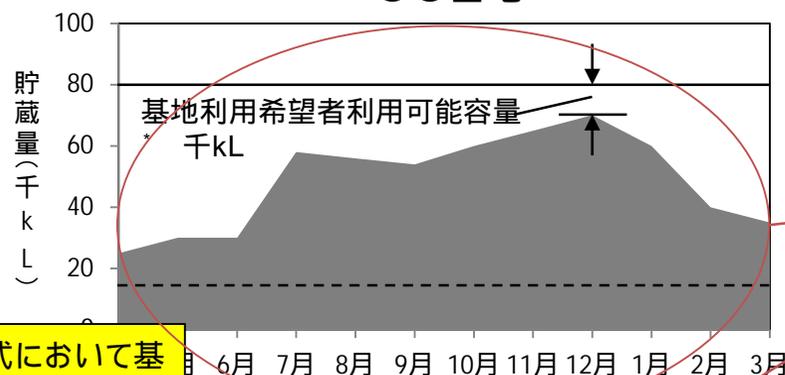
製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方

- 1 LNG基地利用に係る透明性を高め、基地利用希望者がアクセスしやすい環境を整備する観点から、当面の基地利用希望者のニーズを踏まえ、「製造設備の余力見通しの開示において、**ルームレント方式において利用可能となる容量、ルームシェア方式において利用可能となる量を定量的に示すこと**」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。
- 1 以上を踏まえ、製造設備の余力の見通しについて、例えば少なくとも下記のような情報を求めることとする*。

*貯蔵設備以外のガス発生設備についても同様とする。

液化ガス貯蔵設備の容量及び余力の見通し（改善例）

○○基地



ルームレント方式において基地利用希望者が利用可能な容量を明記

ルームシェア方式において基地利用希望者が利用可能な量を明記。
なお、ルームシェア方式においては、タンクの容量を第三者と共有した上でLNGの貸借を行うことを前提とすることから、LNGの貸借を踏まえた受入量を表記することとする。

○○基地では、

ルームレント方式の場合、 千kL（容量ベース）
ルームシェア方式の場合、 千kL（受入量ベース）

の受入となる見込みです。なお、上記は右に示す条件での場合であり、それ以外の条件においても、ご利用が可能な場合がございます。詳細についてはお問合せください。

利用可能容量・受入量の算定条件

- u 基地利用希望者の利用可能容量は、自社グループの小売部門等のLNGの受入状況、都市ガス・電力の需要動向、定期的又は予定外の設備工事、当社以外の利用者の基地利用状況等により変動することがあります
- u ルームシェア方式における受入量は、入船1回あたり12万kL（発熱量43.0MJ/Nm³）を、年度終了時にLNG在庫が0となるように、6カ月間の間一定の割合で払い出した場合の結果となります。また、高在庫が見込まれる期間は、当社からLNG貸出を行い、高在庫期間後にLNGを受入れ返却した場合の結果となります

ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方

- 1 ルームシェア方式における課金標準として、タンクの占有状況に応じたコスト負担、競争促進の観点から「最大貯蔵量」が望ましくないことは明らかである一方、「平均貯蔵量」「払出量」については、前頁で言及したメリット/デメリットがあり、利用実績（受託製造の実績）がない現時点で「平均貯蔵量」「払出量」一方に特定することは適切ではない。
- 1 以上を踏まえ、現時点においては、「ルームシェア方式においては「平均貯蔵量」のようなタンクの占有状況を適切に反映する課金標準、「払出量」のような競争促進に資する課金標準に基づき料金算定を行うこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。
- 1 なお、将来的に、課金標準に関して、更なる競争促進が必要と判断された場合には、同一条件同一料金の捉え方の見直しを含め、必要な検討を行うこととしたい。

課金標準	タンクの占有状況に応じたコスト負担	競争促進性	その他
最大貯蔵量 (貯蔵容量ベース)	利用方式と整合的でなく、実際に占有できない部分の費用を負担することとなる	平均貯蔵量と比較して回転率の低い事業者の料金単価が一層高くなる*	
平均貯蔵量 (貯蔵量ベース)	利用方式と整合的であり タンクの占有状況が 料金に適切に反映される	回転率の低い事業者の料金単価が高くなる*	
払出量	利用方式と整合的でなく、タンクの占有状況が料金に反映されない	販売量によらず 料金単価は同一であり 新規参入を促す効果あり	欧州では、タンク利用効率化の観点から貯蔵期間に制限がかかるのが一般的であり、その場合、新規参入を阻害する可能性もある

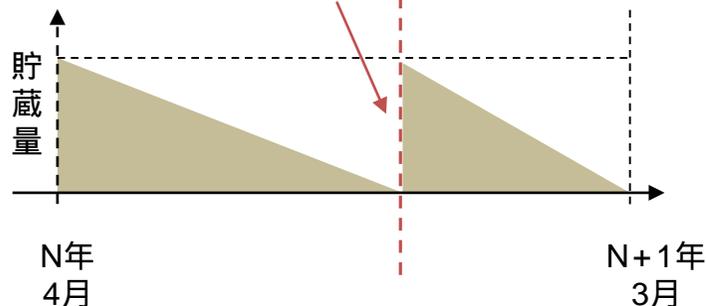
* 自社グループの小売部門等を含めた利用者の回転率、タンクの維持コスト等によって影響の度合いは異なる

貯蔵料金の算定に係る配船調整の考え方

- 1 配船調整及びそれに伴うLNG貸借のような製造事業者等の裁量によって生じる貯蔵料金の変動は、イコールフットिंगの観点から問題となり得る。
- 1 配船調整によりLNGの貸借が発生した場合において、最適配船における貯蔵料金と比較して貯蔵料金を減少させることは、新規参入促進の観点から望ましい。
- 1 上記を踏まえ、「配船調整及びそれに伴うLNGの貸借によって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させること」を問題となる行為として、「配船調整及びそれに伴うLNGの貸借によって生じた貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映させること」を望ましい行為として、それぞれガイドラインに明記することとする。
- 1 期中においても、製造事業者の責任で配船調整及びそれに伴うLNG貸借が発生し、それによって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させるあるいは契約乖離補償料として第三者に請求する行為は問題となりうる。

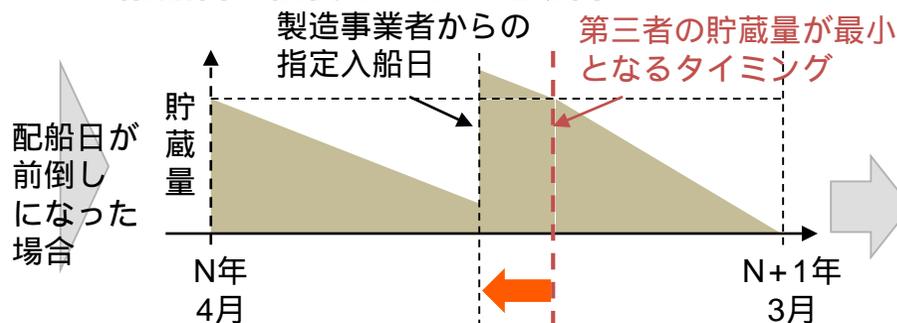
最適配船タイミングの場合

第三者の貯蔵量が最小となるタイミング



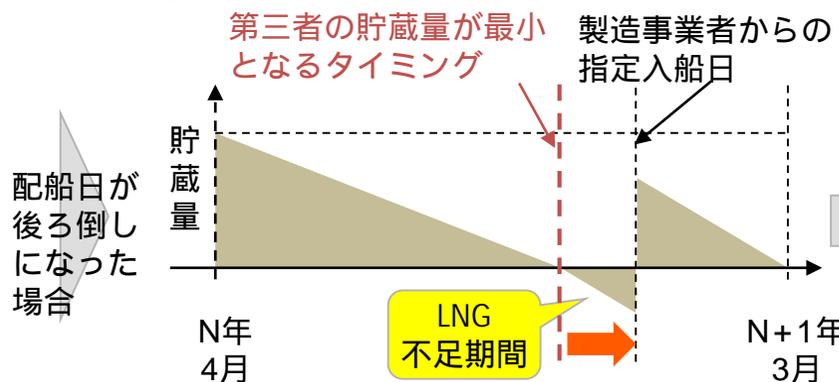
原則、第三者の貯蔵量が最小となるタイミングで入船した前提にて貯蔵料金を算定

配船日が前倒しになった場合



最適配船時と比較して貯蔵量の増加分を料金に反映させることは問題となる

配船日が後ろ倒しになった場合



最適配船時と比較して貯蔵量の減少分を料金に反映させることは望ましい

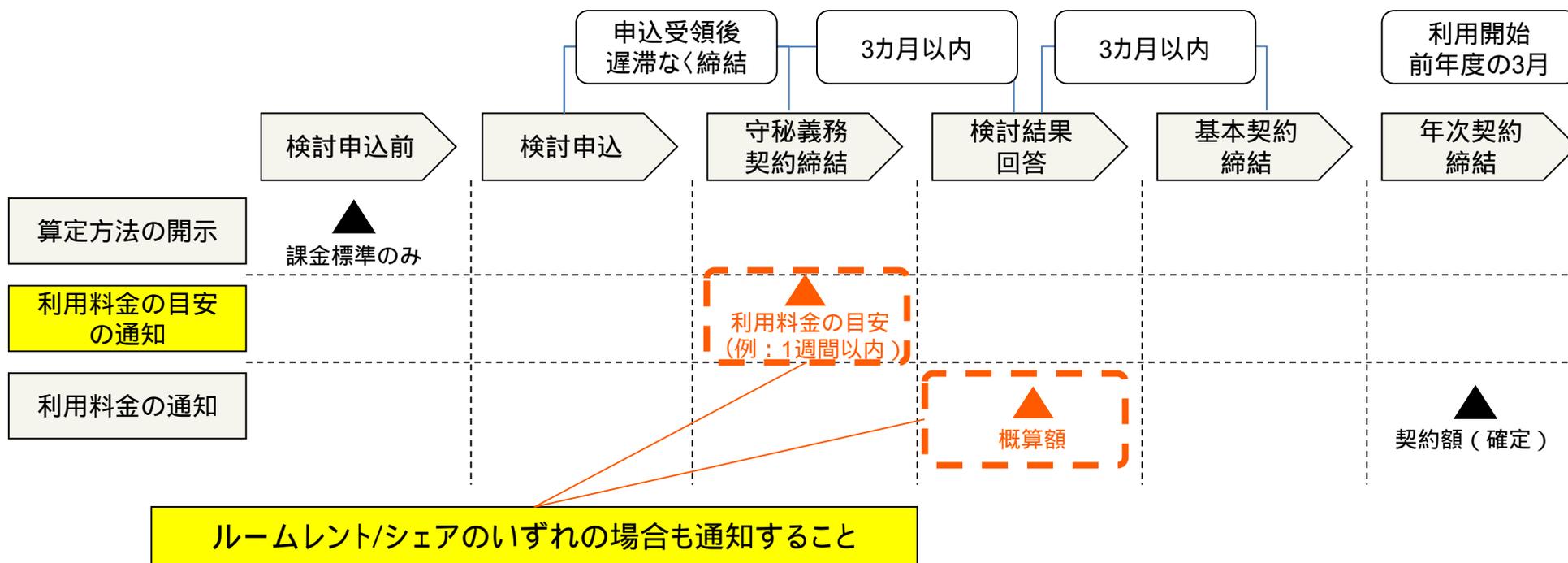
基地利用料金の適切な情報開示の在り方

- 基地利用希望者の事業予見性を確保する観点から、「**守秘義務契約締結後速やかに基地利用料金の目安***、**検討結果回答時に概算額****を基地利用希望者に通知すること」を望ましい行為としてガイドラインに明記することとする。
- なお、将来的に、利用料金情報の開示に関して、更なる競争促進が必要と判断された場合には、必要な情報開示の在り方について再度検討することとしたい。

* 例えば、守秘義務契約締結後1週間以内に利用料金の目安を提示することなどを指す

** 受入設備、貯蔵設備等の機能ごと、あるいは基本料金、従量料金など受託製造約款に対応する区分の金額を指す

基地利用料金の開示スケジュール



事前検討申込に必要な情報の在り方

- 1 基地利用希望者が詳細な情報を提出することでより精緻な受入可否判断がされることは基地利用希望者にとっても有益である一方、申込時点で情報の提供が難しい場合があることから、LNG船やLNG性状に関する情報については、想定値での提供を認める、情報提供を基地利用希望者の任意とする対応を製造事業者に対して求めていく。
- 1 事前検討に必要なでない情報を製造事業者が求めることについては認めないこととし、適宜是正を求めることとする。

製造事業者が事前検討申込時に求める情報

情報項目	情報の要否
基地利用希望者に関する情報 (法人名、代表者名、本社所在地、担当者連絡先等)	☒ 必須
希望する基地利用開始時期及び終了時期	☒ 必須
希望する払出エリア(複数の払出エリアを有する製造事業者に申し込む場合)*	☒ 必須
希望する基地利用方式(複数の基地利用方式を採用している製造事業者に申し込む場合)	☒ 必須
LNG船に関する情報	☒ 申込者の任意
LNG性状に関する情報	☒ 発熱量は必須。ただし、申込時点で情報が確定していない場合は想定値でもよいこととする ☒ それ以外の情報は申込者の任意
払出量・受入量・貯蔵量計画	☒ 必須(想定値でも可能)
LNG売主との売買契約上の条件	☒ 不要

* 注入したガスを払い出すことが可能なエリアを指し、例えば、東京ガスの場合、「根岸・扇島エリア」、「袖ヶ浦・日立エリア」から希望するエリアを選択することとなる

LNG基地の第三者利用に関するあっせん・仲裁

- 1 LNG基地の第三者利用に関する契約の締結に関し紛争が生じた場合、当事者は、委員会に当該紛争に関するあっせん・仲裁を申し入れることで、紛争の解決を図ることが可能である。
- 1 あっせん・仲裁の申請を検討する場合には、委員会が公表している「電力・ガス取引紛争処理マニュアル」を参照の上、必要に応じて委員会にご相談いただきたい。

あっせん・仲裁の対象となる例

- u 製造事業者と基地利用者との契約に向けた協議において、基地利用料金、計画値と実績値の乖離補償料、中途解約補償料等の項目について合意に至らない場合
- u 基地利用者が、製造事業者の調達部門とのLNGの消費貸借契約の締結のため、供給条件、貸借料金等の項目の協議を申し入れたが、相手方が協議に応じない場合

あっせん・仲裁を申請する際の留意点

	協議 状況	書類の 提出	処理結果
あっせん	不能 or 不調	一方の みでOK	あっせん案に両当事者が合意すれば、 和解成立
仲裁	不調	双方の 提出が 必要	確定判決と同一の 効力を有する判断 を履行

* 「協議不能」とは相手方が協議に応じないことをさし、「協議不調」とは相手方が協議に応じるもののその協議が調わないことをさす

申請に必要な
手続きについて

電力・ガス取引紛争処理マニュアルを参照
http://www.emsc.meti.go.jp/mediation/pdf/20170427_1-1.pdf

あっせん・仲裁
に関するご相談

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口
 TEL 03-3501-5725 Email dentorii@meti.go.jp

(参考) あっせん・仲裁委員の候補者名簿

- 1 電気事業法施行令第9条(ガス事業法施行令第7条及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づくあっせん・仲裁委員の候補者*は下記の通り。

*2018年9月1日現在

1. 委員

稲垣 隆一	稲垣隆一法律事務所 弁護士
北本 佳永子	EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー
林 泰弘	早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授 先進グリッド技術研究所 所長 スマート社会技術融合研究機構 機構長
圓尾 雅則	S M B C 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

2. 特別委員

小宮山 涼一	東京大学大学院工学系研究科 准教授
田中 誠	政策研究大学院大学 教授
堤 あづさ	有限責任あずさ監査法人 マネジャー 公認会計士
西川 佳代	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
村上 政博	成蹊大学法科大学院 客員教授 一橋大学 名誉教授 弁護士

出所) 電気事業法施行令第9条(ガス事業法施行令第7条及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく名簿(電力・ガス監視等委員会ウェブサイト)

<http://www.emsc.meti.go.jp/mediation/pdf/meibo5.pdf>

- 1 . 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行
- 2 . 一括受ガスによる小売間競争の促進
- 3 . 制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進
- 4 . ガス託送料金の適正化
- 5 . 内管保安・工事における競争環境の整備
- 6 . LNG基地の第三者利用の促進
- 7 . ガス保安規制の整合化**

規制改革実施計画の内容（ガス保安規制の整合化）

- Ⅰ ガス保安規制の整合化については、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）において、平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置を講ずることとされた。
- Ⅰ 本テーマについては、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 ガス安全小委員会及び同液化石油ガス小委員会において審議中。

<規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定）>

事項名

No.37 ガス小売市場における競争促進（ガス保安規制の整合化）

規制改革の内容

事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法（昭和29年法律第51号）と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の保安規制の整合化がとられるよう、必要な措置を講ずる。

実施時期

平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置

審議会での検討経緯

I 昨年11月より、ガス安全小委員会において議論を開始し、措置に向けた対応を検討中。

ガス安全小委員会

【検討状況】

○2018年11月6日

・規制の不整合に関して現状の認識、スケジュールの提示

○2019年3月1日

・規制の不整合項目の抽出、対応方針の提示

<委員名簿>

委員長

倉淵 隆 学校法人東京理科大学 教授

委員 (五十音順)

青木 健 全国ガス労働組合連合会 中央執行委員長
 赤穂 啓子 株式会社日刊工業新聞社大阪支社編集局 局長
 天野 晴子 学校法人日本女子大学家政学部家政経済学科 教授
 稲月 勝巳 電気事業連合会 工務部長
 植田 利久 学校法人慶應義塾大学 教授
 折田 憲一 ガス警報器工業会 専務理事
 川島 裕子 主婦連合会 常任幹事
 澁谷 忠弘 国立大学法人横浜国立大学 准教授
 田嶋 義明 一般財団法人日本ガス機器検査協会 専務理事
 多田 進一 一般社団法人日本ガス協会 常務理事
 水流 聡子 国立大学法人東京大学 特任教授
 久本 晃一郎 高圧ガス保安協会 理事
 堀 宗朗 国立大学法人東京大学地震研究所 教授
 三浦 佳子 消費生活コンサルタント
 山田 耕司 一般社団法人全国LPガス協会 理事
 吉川 知恵子 吉川知恵子綜合法律事務所 弁護士
 和田 眞治 一般社団法人日本コミュニティーガス協会 副会長

(2019年3月1日現在)

液化石油ガス小委員会

【検討状況】

○2019年3月6日

・規制の不整合項目の抽出、対応方針の提示

<委員名簿>

橘川 武郎 学校法人東京理科大学大学院イノベーション研究科 教授

委員 (五十音順)

浅野 幸子 学校法人早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員
 天野 晴子 学校法人日本女子大学家政学部家政経済学科 教授
 井伊 重之 株式会社産業経済新聞社 論説委員
 市川 祐三 高圧ガス保安協会 会長
 岩井 清祐 日本LPガス協会 会長
 大石 美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
 代表理事副会長 環境委員長
 大谷 英雄 国立大学法人横浜国立大学 教授
 小林 均 一般社団法人日本フードサービス協会 副会長
 相良 英夫 一般社団法人日本コミュニティガス協会技術委員会委員長
 佐々木 定雄 一般社団法人日本ガス石油機器工業会 専務理事
 多田 進一 一般社団法人日本ガス協会 常務理事
 立原 孝夫 一般社団法人全国LPガス協会副会長
 服部 隆全 茨城県防災・危機管理部長
 堀口 逸子 学校法人東京理科大学薬学部 教授
 丸茂 等 一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会 会長
 山田 久子 全国地域婦人団体連絡協議会 幹事
 吉川 知恵子 吉川知恵子綜合法律事務所 弁護士

(2019年3月6日現在)

ガス事業法と液化石油ガス法における規制の整合化（現状）

- 1 都市ガスの小売全面自由化に際し、ガス事業法（簡易ガス事業）と液化石油ガス法（液化石油ガス販売事業）との間で、保安規制に差異がある事項に関し、「技術的に同じ評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図る」との方針に基づき検討を進め、平成29年4月、事業継続上支障を及ぼさない範囲での整合化を終了。

< 整合化事例 > 保安物件（学校・病院等）とガス工作物（供給設備）との離隔距離

平成29年4月1日以前
(青色部分がガス事業法と液化石油ガス法で
相違あり)

平成29年4月1日以降
(左図の青色部分を整合)

貯蔵種別	物件区分	保安距離 緩和措置	貯蔵能力					
			1,000 kg未満		1,000 kg以上3,000 kg未満		3,000 kg以上10,000 kg未満	
			簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法
容器（バルク 容器を除く。）	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		隔壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		隔壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		隔壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	11.31	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		隔壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし	16.97	1.5	16.97	7	16.97	16.97
		隔壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	埋設	0	0	0	0	13.58	13.58
		緩和措置なし	11.31	1	11.31	7	11.31	11.31
貯槽（バルク 貯槽を除く。）	第1種	緩和措置なし	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
		隔壁あり	13.58	0	13.58	0	13.58	13.58
	第2種	埋設	16.97	0	16.97	0	16.97	13.58
		緩和措置なし	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31

貯蔵種別	物件区分	保安距離 緩和措置	貯蔵能力					
			1,000 kg未満		1,000 kg以上3,000 kg未満		3,000 kg以上10,000 kg未満	
			簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法	簡易ガス事業 (ガス事業法)	液化石油ガス法
容器（バルク 容器を除く。）	第1種	緩和措置なし	0	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		隔壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	0	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		隔壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク容器	第1種	緩和措置なし	0	0	16.97	16.97	16.97	16.97
		隔壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	緩和措置なし	0	0	11.31	11.31	11.31	11.31
		隔壁あり	0	0	0	0	9.05	9.05
バルク貯槽	第1種	緩和措置なし	0	0	7	16.97	16.97	16.97
		隔壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	埋設	0	0	0	0	13.58	13.58
		緩和措置なし	0	0	7	11.31	11.31	11.31
貯槽（バルク 貯槽を除く。）	第1種	緩和措置なし	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97	16.97
		隔壁あり	0	0	0	0	13.58	13.58
	第2種	埋設	0	0	0	0	9.05	9.05
		緩和措置なし	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31	11.31

火気取扱設備との離隔距離の整合化について

- 1 液石法による火気を取り扱う施設等との距離は供給設備の貯蔵能力に応じて2m以上、5m以上、8m以上であるが、ガス事業法における火気を取扱う設備との距離は特定製造所の貯蔵能力に関係なく一律8m以上となっている。この差異を解消し、ガス保安規制の整合化を行う。

「火気取扱設備」と「特定ガス工作物（容器・貯槽）」との距離

貯蔵能力	1000kg未満		1000kg以上3000kg未満		3000kg以上	
	ガス	液石	ガス	液石	ガス	液石
容器（バルク容器を除く。）	8m	2m（*）	8m	5m	8m	8m
バルク容器	8m	2m（*）	8m	5m	8m	8m
バルク貯槽	8m	2m（*）	8m	5m	8m	8m
貯槽（バルク貯槽を除く。）	8m	5m	8m	5m	8m	8m

（注）ガス：ガス事業法
 液石：液化石油ガス法
 *：火気との距離をいう。

：不整合の範囲

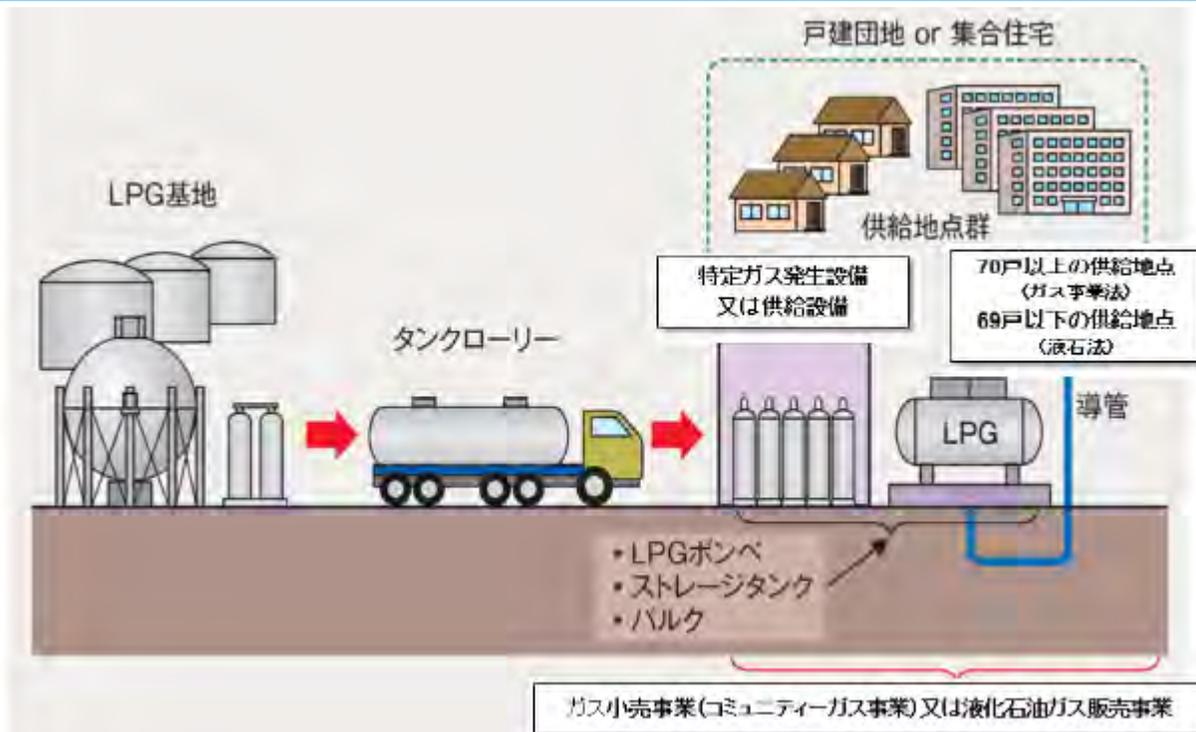
液石法における供給設備とガス事業法における特定ガス発生設備について

設備構成

- 1 液石法における供給設備とガス事業法における特定ガス発生設備は、その設備構成に構造上の差異はない。即ち自然気化においては容器・調整器を通して、また気化器の使用においても容器・気化器・調整器を通して、いずれも同様の方法・構造でガスを供給する設備である。

供給圧力

- 1 上記の設備構成における供給圧力の変化は高圧容器から調整器（気化器を使用する場合は気化器も）を通して低圧へと減圧され、液石法における供給設備とガス事業法における特定ガス発生設備の圧力レベルは同等になっており、二法の間供給圧力に実用上の差異はない（上流側から下流側へ向けて減圧するのみ）。



これらの設備は、いずれも液化石油ガスをガス導管により供給する設備であり、いずれも同様の方法、構造で供給する設備となっている。

ガスの保安規制整合化について対応方針

規制整合化（対応方針）

- 1 ガス事業法における火気を取扱う設備との距離は、原則として特定製造所の貯蔵能力に応じて2m以上、5m以上、8m以上とするが、例外2項目（受払設備を設置している場合、圧力が1.0MPa以上となる気化器を設置している場合）のいずれか、または両方に当たる場合は従来通りガス事業法の解釈例の定めるところにより、特定製造所の貯蔵能力に関係なく8m以上とすることとしたい。

火気取扱設備に対する離隔距離の整合化案

特定製造所の貯蔵能力		1,000kg未満	1,000kg以上 3,000kg未満	3,000kg以上
A 容器及びバルク貯槽		2m以上	5m以上	8m以上
B 貯槽		5m以上		8m以上
ただし、 受払設備を設置している場合、または 圧力が1.0MPa以上となる気化器を設 置している場合であって、これら 又は のいずれか、または両方に該当する 場合		8m以上		

その他の不整合となっている項目について

- 1 火気取扱設備以外の項目について不整合となっている項目を抽出した結果は以下の通り。
- 1 設備実態、規制の現状、業界ニーズ等から、現在のところ、速やかな措置が望ましいものとしては、「火気取扱設備との離隔距離」に限られると考えられるが、引き続き、その他の項目についても内容精査を進め、必要に応じて措置していきたい。

項目名	ガス事業法	液化石油ガス法
火気取扱設備との距離	貯蔵能力に関係なく一律8m	貯蔵能力に応じ、2m、5m、8m
熱量等の測定義務	圧力の測定義務あり（常時）	圧力の測定義務あり（定時）
防消火設備	消火器の能力単位B-10以上 床面積基準で設置	消火器の能力単位A-4及びB-10 以上 貯蔵量基準で設置
電気設備の防爆構造	規定あり	規定なし（業界指針あり）
静電気除去	シリンダー容器及びバルク容器について 規定あり	シリンダー容器及びバルク容器について 規定なし
保安電力等	規定あり	保安電力等が必要となる設備なし
構成等	容器群2系列又は液面計設置について 規定あり	規定なし（容器群2系列設置について 業界指針あり）
付属設備等	バルク貯槽3t未満についても規定あり	バルク貯槽3t未満について規定なし